

第4章 計画の推進

1 取り組むべき施策と計画の推進体制

これまでも、多くの関係者により食育の取り組みがなされてきましたが、効果的に推進するには、1つの機関が単独で取り組むのではなく、家庭と地域・関係者、行政などがそれぞれの立場で責任を持って実行し、かつ連携しあいながら取り組んでいく必要があります。

〈家庭〉

「食育」は家庭が基本となります。家庭において、生涯にわたる健全な食生活の実現に向け、市民自ら関心を持って、率先して食育の推進に努めます。保育園、幼稚園や学校などからの保護者への働きかけをはじめ、妊産婦や家庭での保育者に対する望ましい食習慣を身につけるための施策を推進します。

〈園・学校〉

子どもの健やかな成長のためには、乳幼児期からの発育・発達に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことが必要となります。また生涯の中で最も学びに適する児童・生徒の時期においては食に関する知識を身につけ、食を選択する力を育てていく必要があります。子どもたちが食生活の重要性を理解し、望ましい食習慣を身につけ、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育む活動を行います。また、家庭や地域、農業者等と相互に連携して積極的な食育推進活動を行います。

〈地域・団体・関係機関〉

「食育」の推進には、市民の主体的な取り組みと共に、地域の特性を活かした活動の推進が求められます。関係機関、地域など連携した取り組みが必要となることから、多くの機会・場面を通じて、様々な人たちが目標や情報を共有し、食に関する知識と選択する力を身につけるための取り組みを進めます。

〈行政〉

地域の実情にあわせた施策を実施することにより、地域における食育の円滑な推進を図ります。

2 計画の進行管理と評価

本計画の策定にあたっては、平成23年度に保健、学校教育、農業関係、地区組織等の委員からなる胎内市食育推進計画策定委員会を開催し、協議を進めてきました。

今後は、計画策定で連携をとり協働で取り組んだ関係機関や庁内関係者等と連絡会議を開催しながら、目標達成のための進行管理と推進について協議していきます。

また、胎内市における総合的な健康づくりを推進するため「胎内市健康づくり推進協議会」が設置されていることから、この計画の進捗状況と他の計画とのつながりを持った事業展開についても、随時報告をしていきます。

推進体制

